

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第5号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p><u>（支払監理の実施計画）</u> 第19条 <u>支払監理の実施計画は、毎年度人事委員会が立案するものとする。</u> （支払監理） 第20条 支払監理は、職員の給料表の適用、職務の級の決定、給料月額及び給料以外の給与の額の決定並びにその支給方法等について行うものとする。 2 [略]</p>	<p>第19条 削除 （支払監理） 第20条 支払監理は、<u>人事委員会が必要と認める場合において</u>、職員の給料表の適用、職務の級の決定、給料月額及び給料以外の給与の額の決定並びにその支給方法等について行うものとする。 2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。